○越前町電動式生ごみ処理機購入事業補助金交付要綱

平成 2 5 年 1 2 月 2 4 日 告示第 3 7 号

(趣旨)

第1条 この告示は、家庭から排出される生ごみを自家処理することにより、生ごみの減量化及び再資源化を図るため、家庭用電動式生ごみ処理機(以下「処理機」という。)を購入し設置する者に対する電動式生ごみ処理機購入事業補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し、越前町補助金等交付規則(平成17年越前町規則第31号。以下「規則」という。)の定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「処理機」とは、温風等で生ごみを乾燥させることにより減量化する処理機及び微生物等を利用して生ごみを発酵させ分解することにより、生ごみの減量化又は堆肥化させる電気式の機能を有する処理機(ディスポーザー型(生ごみを粉砕して下水に流すもの。)の機器を除く。)をいう。

(補助対象)

- 第3条 補助金の交付を受けることのできる者は、次の要件を満たす者 とする。
 - (1) 町内に住所を有し、かつ、居住する個人
 - (2) 町税等の納付状況を税務担当課に照会し、滞納が無い者
 - (3) 町内の販売店から処理機を購入し、適切に管理できる者
 - (4) 減量化又は堆肥化された生ごみを自己の責任において処理できる者
 - (5) 処理機の使用状況についてのアンケートに協力できる者
- 2 補助対象となる処理機の個数は1世帯(同居世帯は1世帯とする。)1 台までとする。

(補助金額)

- 第4条 補助金の額は、処理機1台につき購入金額(消費税相当額を含む。)の3分の2とし、その限度額は40,00円とする。
- 2 前項の規定による補助金の額に1,000円未満の端数が生じたと きは、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付決定を受けようとするものは、越前町電動式生ご み処理機購入事業補助金交付申請書(様式第1号。以下「申請書」と いう。)により、町長に申請しなければならない。

(交付決定)

第6条 町長は、前条に規定する申請書を受理したときは、その内容を 審査し、その適否について、越前町電動式生ごみ処理機購入事業補助 金交付決定通知書(様式第2号。以下「交付決定通知」という。)に より、申請者に通知する。

(実績報告)

第7条 補助金の交付決定通知を受けた者が、処理機を設置し事業を完 了させたときは、町長に対し、越前町電動式生ごみ処理購入事業補助 金完了実績報告書(様式第3号。以下「実績報告書」という。)を提 出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第8条 町長は、実績報告書を確認したときは、補助金の額を確定し、 越前町電動生ごみ処理機購入事業補助金交付額確定通知書(様式第4 号)により申請者に通知する。

(補助金の請求)

- 第9条 町長は、越前町電動式生ごみ処理機購入事業補助金交付請求書 (様式第5号)の提出があったときは、補助金を交付するものとする。 (補助金の決定の取り消し及び返還)
- 第10条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の決 定を取り消し、返還させることができる。
 - (1) この要綱の規定に違反したとき。

- (2) 虚偽の申請その他不正手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) 転売行為、又は返品等を行ったとき。

(財産処分の制限)

第11条 補助金の交付を受けた者は、補助金の目的に反して使用、譲渡、交換、貸付け又は担保に供してはならない。

(台帳の整備)

第12条 町長は、補助金の交付の状況を明らかにするため、越前町電動式生ごみ処理機購入事業補助金交付台帳(様式第6号)を備えなければならない。

(その他)

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成26年4月1日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、 同日以前にこの告示の規定により、既になされた交付申請に係る補助 金の交付については、同日後も、なおその効力を有する。

附 則(平成29年3月28日告示第4号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(令和2年3月16日告示第5号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(令和3年3月26日告示第1号)

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和4年3月30日告示第23号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(令和4年12月1日告示第60号)

この告示は、令和4年12月1日から施行する。

附 則(令和5年3月31日告示第2号)

この告示は、令和5年4月1日から施行する。 附 則 (令和6年3月25日告示第7号) この告示は、公布の日から施行する。 様式第1号(第5条関係)

年 月 日

越前町長 様

申請者 住所 氏名 (Tu)

年度越前町電動式生ごみ処理機購入事業補助金交付申請書

越前町電動式生ごみ処理機購入事業について補助金の交付を受けたいので、越前町電動式生ごみ処理機購入事業補助金交付要綱第5条の規定により、関係書類を添えて申請します。

また、次の事項に同意します。

- (1) 町長が、私の町税等の納付状況を確認すること。
- (2) 町内の販売店から購入すること。
- (3) 電動式生ごみ処理機の使用状況のアンケート調査に協力すること。
- 1 補助金等交付申請額

金 円 [交付申請額の算出方法]

円 \times 2/3 =

Щ

※1,000円未満切り捨て

- 2 補助事業等の目的及び内容 電動式生ごみ処理機の導入により生ごみの減量化及び再資源化を図る。
- 3 添付書類
- (1) 電動式生ごみ処理機見積書 (メーカ、型式を記入)
- (2) 債権者·受取人登録(変更)申請書
- (3) 通帳の写し(金融機関名、本支店名、口座名義人、口座番号が確認できる もの)

越前町税等の納税状況について、税務担当課から情報を受けることについて同意します。

(署名欄) ______

※ 個人情報に関する事項

上記同意に基づき提供された個人情報は、越前町が実施する電動式生ご み処理機購入事業費補助金の交付事務以外には使用いたしません。 様式第2号(第6条関係)

越前町指令 第 号

住 所 氏 名

年 月 日付けで交付申請のあった越前町電動式生ごみ処理機購入事業補助金については、越前町電動式生ごみ処理機購入事業補助金交付要綱第6条の規定により下記のとおり交付する。

年 月 日

越前町長

記

- 1 補助金等の交付の対象となる事業及びその内容は 年 月 日付 け交付申請書の記載のとおりとする。
- 2 補助金等の額は 円とする。
- 3 補助事業者等は次の各号のいずれかに該当するときは、町長の承認を受けな ければならない。
- (1)補助事業等の内容又は経費の配分の変更(軽微な変更を除く。)をするとき。
- (2)補助事業等を中止し、又は廃止するとき。
- 4 この補助事業等は、町の検査及び監査を受けることがある。

様式第3号(第7条関係)

年 月 日

越前町長 様

申請者 住所 氏名

年度越前町電動式生ごみ処理機購入事業補助金完了実績報告書

年 月 日付け越前町指令 第 号で補助金の交付決定を受けた越前町電動式生ごみ処理機購入事業についてその事業が完了したので、越前町電動式生ごみ処理機購入事業補助金交付要綱第7条の規定により関係書類を添えて報告します。

記

- 1 設置の完了日 年 月 日
- 2 補助事業等の交付決定額 金 円
- 3 添付書類
- (1) 電動式生ごみ処理機購入領収書
- (2) 電動式生ごみ処理機設置写真

様式第4号(第8条関係)

 第
 号

 年
 月

 日

様

越前町長

年度越前町電動生ごみ処理機購入事業補助金交付額確定通知書

年 月 日付けで完了報告のあった越前町電動生ごみ処理機購入 事業補助金について、下記のとおり交付額が確定したので通知します。

記

補助金交付確定額 金 円

様式第5号(第9条関係)

年 月 日

越前町長 様

申請者 住所 氏名

年度越前町電動式生ごみ処理機購入事業補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付確定の通知があった電動式生ごみ処理機購入事業補助金について、越前町電動式生ごみ処理機購入事業補助金交付要綱第9条の規定により下記のとおり請求します。

記

2 振込先

金融機関名	銀行 信用金庫 協同組合	本店 支店 本所 支所 出張所				
預 金 種 別	普通 当座 その他()				
口 座 番 号						
口应夕美	フリガナ					
口座名義人	氏 名					

_										越前門電動	性ごみ処理	别牌入事業補助金交付	台帳								
	申請者	郵便番号		住		所	決定 通知	見積価格	補助金額 (上限10千円)	支払済	未払額	中請日	交针決定	化加克 新	マーカー	型式	全層時期別	支店	##S91	口座番号	電話番号
1		_	越前岬	第	号	番地	1														_
2		_	ABHIPT	38	号	香地	2														-
3		_	越前町	第	g-	番地	3														-
4		-	ASHIPT	鄉	号	番地	4														-
5		_	越前押丁	38	9-	香地	5														-
6		-	ABHIPT .	第	号	番地	6														-
7		_	越前押丁	38	B-	香地	7														-
8		_	越前門	第	号·	番地	8														-
9		-	超前押丁	38	号	香地	9														-
10		_	越前門	第	5 5 -	番地	10														-
11		_	ASHIPT	第	号	番地	11														-
12		_	越前拜丁	W	号	番地	12														-
13		_	越前岬丁	第	号	香地	13														-
14		_	超前押丁	38	뭉	香地	14														-
15		_	越前門	第	5	番地	15														-
16		_	ARHIPT	38	号	香地	16														_
17		_	越前門	ĸ	号·	香地	17														-
18		_	ABHIPT	第	号	香地	18														_
19		-	越前門	ĸ	号·	香地	19														-
20		_	ABHIPT .	第	号	番地	20														-
21		_	ABHIPT	N	号	香地	21														-
22		_	越前門	第	号	番地	22														_
23		-	ABHIPT	38	号	香地	23														-
24		-	越前門	W	9-	番地	24														-
25		-	超前門	第	号	番地	25														-
4																					
+														-							
+									\$80	tizer on	4147.00			-							
									9284	支払済	未払額			-				-			

様式第1号(第5条関係)

様式第2号(第6条関係)

様式第3号(第7条関係)

様式第4号(第8条関係)

様式第5号(第9条関係)

様式第6号(第12条関係)